

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3(3)により決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。
- ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とする。
- (5) 契約後V Eの提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。3(2)(イ)の評価項目に関する内容は対象としない。
- (6) 配置予定技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合は、申請書等の差し替えは認められない。
- (7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格(工事経験を除く)を満たす技術者の配置を求められることがある(入札説明書参照)。
- (8) 契約書作成の要否 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- 当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年3月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長)別記に掲げる当該者(当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書等を提出したときに限り、中部地方整備局総務部契約課(〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号名古屋合同庁舎第二号館 電話052-953-8138)においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
- (12) 申請書等の内容のヒアリング 申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (13) 施工体制確認のヒアリング 入札書(施工体制の確認に係る部分に限る。)の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求められることがある(入札説明書参照)。
- なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来る認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
- (14) 申請書等に対する留意事項 競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成された認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

- (15) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (16) 技術提案に基づく技術提案書の採否 技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
- (17) 詳細は、入札説明書による。
- 別表1 本入札手続きに係る期間等
- ① 入札説明書の交付期間 令和2年10月30日から令和2年12月25日まで
- ② 図面、仕様書等の交付期間 令和2年10月30日から令和2年12月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日(以下、「休日」という。)を除く。)
- ③ 競争参加資格確認申請書の受付期間 令和2年11月2日から令和2年11月17日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
- ④ 技術資料(競争参加資格確認資料)、技術提案及び入札の受付期間 令和2年12月24日10時00分から令和2年12月25日12時00分まで(休日を除く。)
- ⑤ 開札日時 令和3年2月16日10時30分
- ⑥ 入札保証金の納付等の受付期間 令和2年11月18日から令和2年12月25日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。ただし、最終日は正午までとする。(利付国債の提供の場合は令和2年12月14日まで)
- 6 Summary
- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HORITA Osamu Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract: Construction work of the Tametou dai4 Bridge, Route 23 High-way
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 4:00 P.M. 17 November 2020
- (5) The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system: From 10:00 A.M. 24 December 2020 to 12:00 (noon) 25 December 2020 (tenders brought

with From 10:00 A.M. 24 December 2020 to 12:00 (noon) 25 December 2020 or tenders submitted by mail From 10:00 A.M. 24 December 2020 to 12:00 (noon) 25 December 2020)

(6) Contact point for tender documentation: The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-5-1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460-8514, Tel 052-953-8138 ex. 2526

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。
令和2年10月30日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 堀田 治

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 23

○第2号

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 令和2年度 247号西知多道路東海JCT・Hランプ橋鋼橋脚工事(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
- (3) 工事場所 愛知県東海市新宝町
- (4) 工事内容 工事延長 L=170m、工場製作工 1式、工場製品輸送工 1式、鋼製橋脚工 1式、仮設工 1式
- (5) 全体工期 契約締結日の翌日から令和4年12月16日まで

なお、工事を施工しない日及び時間帯については設計図書の通りとする。(但し、令和3年4月1日までに工事の始期を設定すること。)

本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができるフレックス工期を採用した工事である。

工事の始期までの余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。